

マイナンバーカードの健康保険証利用について



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に!
初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今まで使った薬の情報も共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※利用できるのは、医師・薬剤師・歯科医師の業務のみです。

POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!

マイナ受付

引用:厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html



事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは [マイナポータル](#)



2022年3月7日よりマイナンバーカードが健康保険証としてご利用できるようになりました。

ご利用の際は事前申請が必要です。(当院でも申請可能)

※申請の際はご本人の同意が必要です。

【マイナンバーカードを健康保険証として利用することの主なメリット】

- ・転職・結婚・引越しを行った際も健康保険証の発行を待たず医療機関の受診が可能になります。
- ・限度額以上の一時支払いの手続きが不要になります。

※詳細はマイナポータルサイトをご参照下さい。 https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

※初回ご利用時は確認のため、お手持ちの保険証等資格証類も併せて忘れずにお持ちください。

対象となる保険証等資格証

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・私立学校教職員共済加入者証 ・共済組合船員組合員証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・高齢受給者証 ・修学中の被保険者の特例による被保険者証 ・被保険者資格証明書 ・特定疾病療養受療証 | <ul style="list-style-type: none"> ・共済組合組合員証 ・船員保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 ・短期被保険者証 ・住所地特例制度による被保険者証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 |
|---|--|

なお、保険証等資格証によっては、ご利用できない場合もございますのでご利用の際は、事前にお電話でお問い合わせ頂るか、来院時に受付窓口にお問い合わせください。

(問い合わせ先：055-978-2320 医事担当)

その他詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html